

岡山県障害者差別解消推進条例（案）についての意見のまとめ

①（助言又はあっせんの求め）（勧告）（公表）

第9条～第13条

- ・知事に対し事案解決のための助言又はあっせんを求めることができる・・・
- ・第10条 3 第1項の規定による調査を行う職員は・・・身分証明書を携帯し・・・

☆1 対象事案の解決に向けての相談、調査等を担当する者・機関がわかりにくい。県の障害福祉課等の担当課を想定しているのでしょうか？

☆2 「障害者差別解消法」には、

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条・・・障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じる

・・・紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条・・・関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる

の条文があるが、「協議会」は必置とされていないため、まだ多くの市町村が設置していない状況があると思います。

相談及び紛争の防止等のためにも、条例により対象事案の解決に向けての相談、調査等の機能を持った協議会を設置することが考えられると思います。

*他県の条例での助言又はあっせんを行う機関他

- ・奈良県障害者相談等調整委員会
- ・茨城県：協議会を設置
- ・京都府：身体障害者相談員・知的障害者相談員などが「地域相談員」として
- ・沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会を設置
- ・富山県障害のある人の相談に関する調整委員会

② 前文・・・全ての者は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に・・・

☆下線部分を削除

第1条・・・この条例は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、・・・

☆下線部分を、全ての者が に修正

③（県民の責務） ⇒（県民等の責務）

県民は、⇒ 県民及び事業者は（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、・・・施策に協力し、障害者の社会参加を支援するよう努めるものとする。

☆どこかに「社会参加」を入れたい。

④ 第5条 「技術的な助言」は具体的には？

⑤ 「生き生き岡山」 ⇒ 「共生社会」に

岡山県障害者差別解消推進条例（案）

前文

全ての者は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することは私たちの願いである。

しかしながら、障害や障害者に対する誤解や偏見などにより、障害を理由として不当な取扱いを受けるなど、障害者が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる差別は依然として存在する。

こうした状況の中、誰もが安心して暮らせる「生き生き岡山」の実現に向け、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分に深めて、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を一層進めていく必要がある。

ここに、私たちは、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害をいう。
- 二 障害者 障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 三 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

四 障害者差別 障害を理由として不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。

(基本理念)

第3条 障害者差別の解消は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されることを基本として推進されなければならない。

2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民が、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。

3 障害者差別の解消は、地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することを基本として推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が障害者に対する理解を深め、及び障害者差別の解消を図るための施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第7条 何人も、障害者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、次に掲げるもののほか、あらゆる分野において障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

一 障害者が福祉サービスを利用することを拒否し、制限し、若しくはこれ

- に条件を付し、又は強制すること。
- 二 障害者が医療を受けることを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
 - 三 障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
 - 四 障害者が多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を利用することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
 - 五 障害者との間で不動産の売買又は賃貸借、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約を締結することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、障害者が商品を購入すること又はサービスを利用することを拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
 - 七 労働者の募集又は採用に関し、障害者の応募又は採用を拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
 - 八 その雇用する障害者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について障害者でない者と差別的取扱いをし、又は障害者を解雇すること。
 - 九 障害者への情報の提供を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
 - 十 障害者からの意思表示の受領を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害すること。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第8条 障害者から(障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の代理として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(助言又はあっせんの求め)

第9条 差別等を受けた障害者又は障害者が差別等を受けたと思われる事案を発見した者は、知事に対し、当該差別等に該当する事案(以下「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを求めることができる。ただし、

当該求めをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による求めは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

（事実の調査）

第10条 知事は、前条第1項の規定による求めがあったときは、当該求めに係る事実の調査を行うものとする。

- 2 前条第1項の申立てがなされた対象事案に関係する者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（助言又はあっせん）

第11条 知事は、前条第1項の調査の結果に基づき、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。
 - 二 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとき。
- 2 知事は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、助言及びあっせんにあつては対象事案に係る説明若しくは意見の表明又は資料の提出を求め、あっせんにあつてはそのあっせん案を作成し、これを提示することができる

（勧告）

第12条 知事は、対象事案に係る当事者が、当該あっせん案を受諾しないとき又は受諾したあっせん案の内容に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該当事者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（公表）

第13条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該

公表に係る者に対して、その旨を通知し、その者又はその者の代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(障害を理由とする差別の解消に関する啓発等)

第14条 県は、障害者差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、障害者差別の解消に関する啓発及び知識の普及に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行の状況を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。